

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市国民健康保険条例（昭和34年条例第8号）第3条	出産育児一時金の支給	健康保険課

1 審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 支給の対象となる者は、条例第3条に規定される要件に該当する者であること。
- (2) 申請は、次のいずれかによること。
 - ア 同条例施行規則第9条第1項に規定される申請書及び添付書類の提出があること。
 - イ 同条例施行規則第9条第2項に規定される出産育児一時金等代理申請・受取請求書の提出があること。

2 標準処理期間は、60日（祝日休日等の閉庁日を除く）とする。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。